



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

- *72 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (職員課) 1
*73 和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する規則 (市町村課) 5

○ 人事委員会規則

- *40 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 6
*41 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 7
*42 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 7
*43 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 8
*44 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 10
*45 職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 14
*46 警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 14
*47 勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則 15
*48 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則 16
*49 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 17

○ 公安委員会規則

- *15 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則 21

規 則

和歌山県規則第72号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

和歌山県知事 宮 崎 泉

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和50年和歌山県規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

現業職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800

	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
	30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
	31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
	32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
定	33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
	34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
	35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
	36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
年	37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
	38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
	39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
	40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
前	41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
	42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
	43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
	44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
	45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
	46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900

和歌山県報 号外 (2)

令和7年12月26日(金曜日)

再	47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700
	48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400
任	49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100
	50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900
	51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700
	52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300
	53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000
	54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600
用	55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300
	56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000
	57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600
	58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100
短	59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600
	60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100
	61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500
	62	250,100	268,100	296,900	322,900	374,000
時	63	250,400	268,400	297,500	323,500	374,500
	64	250,600	268,700	298,000	324,100	375,000
	65	250,800	268,900	298,500	324,700	375,400
	66	251,100	269,200	299,000	325,100	375,900
間	67	251,400	269,500	299,500	325,500	376,400
	68	251,600	269,700	300,000	326,000	376,900
	69	251,800	269,900	300,400	326,300	377,300
	70	252,100	270,200	300,800	326,800	377,800
勤	71	252,400	270,500	301,200	327,300	378,300
	72	252,600	270,700	301,600	327,700	378,800
	73	252,800	270,900	302,000	327,900	379,200
	74	253,100	271,200	302,300	328,200	379,700
務	75	253,400	271,500	302,700	328,400	380,200
	76	253,600	271,700	303,100	328,700	380,700
	77	253,800	271,900	303,500	329,000	381,100
	78	254,100	272,200	303,900	329,300	381,600
職	79	254,400	272,500	304,300	329,600	382,100
	80	254,600	272,700	304,700	329,800	382,600
	81	254,800	272,900	305,000	330,000	383,000
	82	255,100	273,200	305,500	330,300	383,500
員	83	255,300	273,500	305,900	330,600	384,000
	84	255,600	273,700	306,400	330,800	384,500
	85	255,800	273,900	306,700	331,000	384,900
	86	256,000	274,100	307,200	331,200	
以	87	256,300	274,400	307,700	331,500	
	88	256,600	274,700	308,000	331,800	

	89	256,800	274,900	308,400	332,000		
外	90	257,100	275,100	308,900	332,300		
	91	257,400	275,400	309,400	332,600		
	92	257,600	275,600	309,900	332,800		
	93	257,800	275,900	310,200	333,000		
の	94	258,100	276,200	310,600	333,300		
	95	258,400	276,500	311,000	333,600		
	96	258,600	276,700	311,500	333,800		
	97	258,800	276,900	311,900	334,000		
職	98	259,100	277,200	312,300			
	99	259,400	277,400	312,600			
	100	259,600	277,700	312,900			
	101	259,800	277,900	313,200			
員	102	260,100	278,100	313,600			
	103	260,400	278,400	313,900			
	104	260,600	278,700	314,300			
	105	260,800	278,900	314,600			
	106		279,100	315,000			
	107		279,400	315,400			
	108		279,600	315,600			
	109		279,900	315,800			
	110		280,200	316,100			
	111		280,500	316,400			
	112		280,700	316,600			
	113		280,900	316,800			
	114		281,200	317,100			
	115		281,400	317,400			
	116		281,600	317,600			
	117		281,900	317,800			
	118		282,200	318,100			
	119		282,500	318,400			
	120		282,700	318,600			
	121		282,900	318,800			
	122		283,100	319,100			
	123		283,400	319,400			
	124		283,700	319,600			
	125		283,900	319,800			
	126		284,100	320,100			
	127		284,400	320,400			
	128		284,700	320,600			
	129		284,900	320,800			
	130		285,100				
	131		285,400				

	132		285,700			
	133		285,900			
	134		286,100			
	135		286,400			
	136		286,700			
	137		286,900			
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		206,200	217,300	235,900	257,800	290,200

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の現業職員の給与に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

和歌山県規則第73号

和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する規則（平成21年和歌山県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
区分	事務	区分	事務
略		略	
5 略	略	5 略	略
		6 <u>条例別 表第2監 査委員の</u>	<u>請求の受理、その請求に係る 事実についての審査又はその請 求に対する応答</u>

		部に規定する規則で定める事務
6 略	略	7 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第40号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(宿日直手当) 第11条 宿日直手当の額は、その勤務（第4項に規定する勤務を除く。）1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。 (1) 宿日直勤務（次号から第5号までに規定する勤務を除く。）については、4,700円 (2) 条例第19条第2項に規定する入院患者等の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務については、 <u>2万2,500円</u> (3) 条例第19条第2項に規定する管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務のうち、第5項第1号から第3号までに掲げる宿日直勤務については、 <u>5,600円</u> (4) 条例第19条第2項に規定する管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務のうち第5項第4号から第7号までに掲げる宿日直勤務については、 <u>6,400円</u> (5) 条例第19条第2項に規定する管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務のうち、第5項第8号に掲げる宿日直勤務については、 <u>7,700円</u>	(宿日直手当) 第11条 宿日直手当の額は、その勤務（第4項に規定する勤務を除く。）1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。 (1) 宿日直勤務（次号から第5号までに規定する勤務を除く。）については、4,400円 (2) 条例第19条第2項に規定する入院患者等の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務については、 <u>2万1,000円</u> (3) 条例第19条第2項に規定する管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務のうち、第5項第1号から第3号までに掲げる宿日直勤務については、 <u>5,300円</u> (4) 条例第19条第2項に規定する管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務のうち第5項第4号から第7号までに掲げる宿日直勤務については、 <u>6,100円</u> (5) 条例第19条第2項に規定する管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務のうち、第5項第8号に掲げる宿日直勤務については、 <u>7,400円</u>
2・3 略	2・3 略
4 条例第19条第3項に規定する常直的な宿日直勤務についての宿日直手当の額は、月の1日から末日までの期間において勤務した日数がその期間の2分の1を超える場合にあっては月額 <u>2万3,500円</u> とし、その期間において勤務した日数がその期間の2分の1以下の場合にあっては月額 <u>1万1,750円</u> とする。	4 条例第19条第3項に規定する常直的な宿日直勤務についての宿日直手当の額は、月の1日から末日までの期間において勤務した日数がその期間の2分の1を超える場合にあっては月額 <u>2万2,000円</u> とし、その期間において勤務した日数がその期間の2分の1以下の場合にあっては月額 <u>1万1,000円</u> とする。
5・6 略	5・6 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給与に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第41号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿日直手当)</p> <p>第13条 宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 宿日直勤務(次号に規定する勤務を除く。)については、<u>4,700円</u></p> <p>(2) 条例第18条第2項に規定する管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務については、<u>6,400円</u></p> <p>2～5 略</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第13条 宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 宿日直勤務(次号に規定する勤務を除く。)については、<u>4,400円</u></p> <p>(2) 条例第18条第2項に規定する管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務については、<u>6,100円</u></p> <p>2～5 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の教育職員の給与に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第42号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給与に関する規則(昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿日直手当)</p> <p>第11条 宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 宿日直勤務(次号に規定する勤務を除く。)については、<u>4,700円</u></p> <p>(2) 条例第17条第2項に規定する管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務については、<u>7,700円</u></p> <p>2～5 略</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第11条 宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 宿日直勤務(次号に規定する勤務を除く。)については、<u>4,400円</u></p> <p>(2) 条例第17条第2項に規定する管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務については、<u>7,400円</u></p> <p>2～5 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の警察職員の給与に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第43号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平田健正

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後									改 正 前								
降格した日の前日に受けた号給	降格後の号給								降格した日の前日に受けた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
略									略								
16	略	略	略	略	略	略	<u>65</u>		16	略	略	略	略	略	<u>72</u>		
17	略	略	略	略	略	略	<u>65</u>		17	略	略	略	略	略	<u>73</u>		
18	略	略	略	略	略	略	<u>65</u>		18	略	略	略	略	略	<u>73</u>		
19	略	略	略	略	略	略	<u>65</u>		19	略	略	略	略	略	<u>73</u>		
20	略	略	略	略	略	略	<u>65</u>		20	略	略	略	略	略	<u>73</u>		
21	略	略	略	略	略	略	<u>65</u>		21	略	略	略	略	略	<u>73</u>		
22	略	略	略	略	略	略	<u>65</u>		22	略	略	略	略	略	<u>73</u>		
23	略	略	略	略	略	略	<u>65</u>		23	略	略	略	略	略	<u>73</u>		
24	略	略	略	略	略	略	<u>65</u>		24	略	略	略	略	略	<u>73</u>		
25	略	略	略	略	略	略	<u>65</u>		25	略	略	略	略	略	<u>73</u>		
26	略	略	略	略	略	略	<u>65</u>		26	略	略	略	略	略	<u>73</u>		
27	略	略	略	略	略	略	<u>65</u>		27	略	略	略	略	略	<u>73</u>		
28	略	略	略	略	略	略	<u>65</u>		28	略	略	略	略	略	<u>73</u>		
29	略	略	略	略	略	略	<u>65</u>		29	略	略	略	略	略	<u>73</u>		
30	略	略	略	略	略	略	<u>65</u>		30	略	略	略	略	略	<u>73</u>		
31	略	略	略	略	略	略	<u>65</u>		31	略	略	略	略	略	<u>73</u>		
32	略	略	略	略	略	略	<u>65</u>		32	略	略	略	略	略	<u>73</u>		
33	略	略	略	略	略	略	<u>65</u>		33	略	略	略	略	略	<u>73</u>		
34	略	略	略	略	略	略	<u>65</u>		34	略	略	略	略	略	<u>73</u>		
35	略	略	略	略	略	略	<u>65</u>		35	略	略	略	略	略	<u>73</u>		
36	略	略	略	略	略	略	<u>65</u>		36	略	略	略	略	略	<u>73</u>		
37	略	略	略	略	略	略	<u>65</u>		37	略	略	略	略	略	<u>73</u>		

和歌山県報 号外 (2)

令和7年12月26日(金曜日)

38	略	略	略	略	略	<u>65</u>			
39	略	略	略	略	略	<u>65</u>			
40	略	略	略	略	略	<u>65</u>			
41	略	略	略	略	略	<u>65</u>			
42	略	略	略	略	略	<u>65</u>			
43	略	略	略	略	略	<u>65</u>			
44	略	略	略	略	略	<u>65</u>			
45	略	略	略	略	略	<u>65</u>			
略									
67	略	略	略	<u>86</u>					
68	略	略	略	<u>88</u>					
69	略	略	略	<u>89</u>					
70	略	略	略	<u>90</u>					
71	略	略	略	<u>91</u>					
72	略	略	略	<u>92</u>					
73	略	略	略	<u>93</u>					
74	略	略	略	<u>93</u>					
75	略	略	略	<u>93</u>					
76	略	略	略	<u>93</u>					
77	略	略	略	<u>93</u>					
78	略	略	略	<u>93</u>					
79	略	略	略	<u>93</u>					
80	略	略	略	<u>93</u>					
81	略	略	略	<u>93</u>					
82	略	略	略	<u>93</u>					
83	略	略	略	<u>93</u>					
84	略	略	略	<u>93</u>					
85	略	略	略	<u>93</u>					
略									

イ～エ 略
才 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前 日に受けていた 号給	降格後の号給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
略					
65	略	略	略	<u>110</u>	
66	略	略	略	<u>112</u>	
67	略	略	略	<u>114</u>	
68	略	略	略	<u>116</u>	

38	略	略	略	略	略	<u>73</u>			
39	略	略	略	略	略	<u>73</u>			
40	略	略	略	略	略	<u>73</u>			
41	略	略	略	略	略	<u>73</u>			
42	略	略	略	略	略	<u>73</u>			
43	略	略	略	略	略	<u>73</u>			
44	略	略	略	略	略	<u>73</u>			
45	略	略	略	略	略	<u>73</u>			
略									
67	略	略	略	<u>85</u>					
68	略	略	略	<u>85</u>					
69	略	略	略	<u>85</u>					
70	略	略	略	<u>85</u>					
71	略	略	略	<u>85</u>					
72	略	略	略	<u>85</u>					
73	略	略	略	<u>85</u>					
74	略	略	略	<u>85</u>					
75	略	略	略	<u>85</u>					
76	略	略	略	<u>85</u>					
77	略	略	略	<u>85</u>					
78	略	略	略	<u>85</u>					
79	略	略	略	<u>85</u>					
80	略	略	略	<u>85</u>					
81	略	略	略	<u>85</u>					
82	略	略	略	<u>85</u>					
83	略	略	略	<u>85</u>					
84	略	略	略	<u>85</u>					
85	略	略	略	<u>85</u>					
略									

イ～エ 略
才 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前 日に受けていた 号給	降格後の号給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
略					
65	略	略	略	<u>109</u>	
66	略	略	略	<u>109</u>	
67	略	略	略	<u>109</u>	
68	略	略	略	<u>109</u>	

69	略	略	略	<u>117</u>		69	略	略	略	<u>109</u>	
70	略	略	略	<u>117</u>		70	略	略	略	<u>109</u>	
71	略	略	略	<u>117</u>		71	略	略	略	<u>109</u>	
72	略	略	略	<u>117</u>		72	略	略	略	<u>109</u>	
73	略	略	略	<u>117</u>		73	略	略	略	<u>109</u>	
74	略	略	略	<u>117</u>		74	略	略	略	<u>109</u>	
75	略	略	略	<u>117</u>		75	略	略	略	<u>109</u>	
76	略	略	略	<u>117</u>		76	略	略	略	<u>109</u>	
77	略	略	略	<u>117</u>		77	略	略	略	<u>109</u>	
78	略	略	略	<u>117</u>		78	略	略	略	<u>109</u>	
79	略	略	略	<u>117</u>		79	略	略	略	<u>109</u>	
80	略	略	略	<u>117</u>		80	略	略	略	<u>109</u>	
81	略	略	略	<u>117</u>		81	略	略	略	<u>109</u>	
82	略	略	略	<u>117</u>		82	略	略	略	<u>109</u>	
83	略	略	略	<u>117</u>		83	略	略	略	<u>109</u>	
84	略	略	略	<u>117</u>		84	略	略	略	<u>109</u>	
85	略	略	略	<u>117</u>		85	略	略	略	<u>109</u>	
略						略					
備考 略						備考 略					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第44号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和50年和歌山県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の表を次のように改める。

期間の区分	1項職員				2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種		
1年未満	円 417,600	円 371,300	円 310,800	円 253,100	円 52,100	円 50,000
1年以上2年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	52,100	47,000
2年以上3年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	52,100	44,000
3年以上4年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	52,100	41,000
4年以上5年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	52,100	38,000
5年以上6年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	52,100	35,000

6年以上7年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	50,300	32,000
7年以上8年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	48,500	29,000
8年以上9年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	46,700	26,000
9年以上10年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	44,900	23,000
10年以上11年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	43,100	20,000
11年以上12年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	41,300	17,000
12年以上13年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	39,500	14,000
13年以上14年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	37,700	11,000
14年以上15年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	36,300	8,000
15年以上16年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	34,900	
16年以上17年未満	413,200	367,300	307,500	250,500	33,500	
17年以上18年未満	408,800	363,300	304,200	247,900	32,100	
18年以上19年未満	404,400	359,300	300,900	245,300	30,700	
19年以上20年未満	400,000	355,300	297,600	242,700	29,300	
20年以上21年未満	395,600	351,300	294,300	240,100	27,900	
21年以上22年未満	383,600	341,300	286,900	234,500	27,300	
22年以上23年未満	371,300	331,100	279,400	229,100	26,700	
23年以上24年未満	359,500	321,400	272,400	223,600	25,700	
24年以上25年未満	347,500	311,400	264,900	218,200	25,100	
25年以上26年未満	335,400	301,400	257,600	212,800	24,500	
26年以上27年未満	320,200	287,600	246,500	204,900	23,900	
27年以上28年未満	305,400	274,100	235,800	197,000	23,300	
28年以上29年未満	290,500	260,600	224,900	189,100	22,500	
29年以上30年未満	275,200	246,800	213,900	181,300	22,200	
30年以上31年未満	257,800	231,800	202,200	172,700	21,800	
31年以上32年未満	240,300	216,900	190,300	164,400	21,200	
32年以上33年未満	223,000	202,000	178,800	155,500	20,300	
33年以上34年未満	192,400	177,100	159,300	142,900	19,400	
34年以上35年未満	164,400	154,100	141,300	130,800	18,700	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員並びに同項第3号の職を占める職員のうち同項第1号及び第2号に掲げる職以外の職で職員規則第9条の2第1項に規定する地域以外の地域又は同条第2項の規定により地域手当の級地が6級地とされる地域に所在する公署(同条第1項に規定する公署を除く。)に置かれるものを占める職員を、「3種」とは第2条第1項第3号の職を占める職員のうち職員規則第9条の2第2項の規定により地域手当の級地が5級地とされる地域に所在する公署(当該級地が1級地、2級地、3級地又は4級地とされる公署を除く。)又は当該級地が5級地とされる公署に置かれる職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員をいう。

附則第5項の表を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	2項職員	3項職員
1年未満	円 36,500	円 35,000
1年以上2年未満	36,500	32,900
2年以上3年未満	36,500	30,800
3年以上4年未満	36,500	28,700
4年以上5年未満	36,500	26,600
5年以上6年未満	36,500	24,500
6年以上7年未満	35,200	22,400
7年以上8年未満	34,000	20,300
8年以上9年未満	32,700	18,200
9年以上10年未満	31,400	16,100
10年以上11年未満	30,200	14,000
11年以上12年未満	28,900	11,900
12年以上13年未満	27,700	9,800
13年以上14年未満	26,400	7,700
14年以上15年未満	25,400	5,600
15年以上16年未満	24,400	
16年以上17年未満	23,500	
17年以上18年未満	22,500	
18年以上19年未満	21,500	
19年以上20年未満	20,500	
20年以上21年未満	19,500	
21年以上22年未満	19,100	
22年以上23年未満	18,700	
23年以上24年未満	18,000	
24年以上25年未満	17,600	
25年以上26年未満	17,200	
26年以上27年未満	16,700	
27年以上28年未満	16,300	
28年以上29年未満	15,800	
29年以上30年未満	15,500	
30年以上31年未満	15,300	
31年以上32年未満	14,800	
32年以上33年未満	14,200	
33年以上34年未満	13,600	

34年以上35年未満	13,100
備考	
1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。	
2 この表において「2項職員」とは第2条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。	

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

期間の区分	1項職員				2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種		
1年未満	円 417,600	円 371,300	円 310,800	円 253,100	円 52,100	円 50,000
1年以上2年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	52,100	47,000
2年以上3年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	52,100	44,000
3年以上4年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	52,100	41,000
4年以上5年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	52,100	38,000
5年以上6年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	52,100	35,000
6年以上7年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	50,300	32,000
7年以上8年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	48,500	29,000
8年以上9年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	46,700	26,000
9年以上10年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	44,900	23,000
10年以上11年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	43,100	20,000
11年以上12年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	41,300	17,000
12年以上13年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	39,500	14,000
13年以上14年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	37,700	11,000
14年以上15年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	36,300	8,000
15年以上16年未満	417,600	371,300	310,800	253,100	34,900	
16年以上17年未満	413,200	367,300	307,500	250,500	33,500	
17年以上18年未満	408,800	363,300	304,200	247,900	32,100	
18年以上19年未満	404,400	359,300	300,900	245,300	30,700	
19年以上20年未満	400,000	355,300	297,600	242,700	29,300	
20年以上21年未満	395,600	351,300	294,300	240,100	27,900	
21年以上22年未満	381,600	339,000	283,300	230,500	27,300	
22年以上23年未満	365,100	324,300	271,300	219,900	26,700	
23年以上24年未満	348,600	308,800	258,800	208,900	25,700	
24年以上25年未満	332,100	293,300	246,300	197,900	25,100	
25年以上26年未満	315,600	277,300	233,800	186,900	24,500	
26年以上27年未満	298,100	260,300	218,300	173,500	23,900	
27年以上28年未満	280,600	243,300	202,800	160,100	23,300	

28年以上29年未満	263,100	226,300	187,300	146,700	22,500	
29年以上30年未満	245,100	208,800	171,800	133,300	22,200	
30年以上31年未満	227,100	191,300	155,300	119,300	21,800	
31年以上32年未満	209,100	173,800	138,800	105,300	21,200	
32年以上33年未満	190,100	155,800	122,300	90,500	20,300	
33年以上34年未満	171,100	137,300	104,300	74,000	19,400	
34年以上35年未満	152,100	118,800	86,300	57,500	18,700	

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第45号

職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特地勤務手当に関する規則（昭和58年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
	(特地勤務手当と地域手当との調整) 第4条 職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号）第9条の2第1項に規定する地域に所在する特地公署に勤務する職員には、条例第14条の2の規定による地域手当の額の限度において、特地勤務手当は支給しない。
<u>第4条～第7条 略</u> <u>別記様式（第4条関係）</u> 略	<u>第5条～第8条 略</u> <u>別記様式（第5条関係）</u> 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の特地勤務手当に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第46号

警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

警察官の特地勤務手当に関する規則（昭和58年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
	<p><u>(特地勤務手当と地域手当との調整)</u> <u>第4条 警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号）第8条第1項に規定する地域に所在する特地公署に勤務する警察官には、条例第12条の2の規定による地域手当の額の限度において、特地勤務手当は支給しない。</u></p>
<u>第4条～第7条 略</u> <u>別記様式（第4条関係）</u> <u>略</u>	<u>第5条～第8条 略</u> <u>別記様式（第5条関係）</u> <u>略</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の警察官の特地勤務手当に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第47号

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則

第1条 勤勉手当の支給基準に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（成績率）</p> <p>第5条 成績率は、職員等の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員等が次の各号に掲げる職員等の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における職員等の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合 ア イに掲げる職員以外の職員 <u>100分の32</u> 2.5（職員条例第23条第2項に規定する特定幹部職員及び警察職員条例第21条第2項に規定する特定幹部警察官（次号において「特定幹部職員等」という。）にあっては、<u>100分の382.5</u>）</p>	<p>（成績率）</p> <p>第5条 成績率は、職員等の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員等が次の各号に掲げる職員等の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における職員等の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合 ア イに掲げる職員以外の職員 <u>100分の31</u> 5.（職員条例第23条第2項に規定する特定幹部職員及び警察職員条例第21条第2項に規定する特定幹部警察官（次号において「特定幹部職員等」という。）にあっては、<u>100分の375</u>）</p>

イ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員 <u>100分の270</u>
(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の105</u> (特定幹部職員等にあっては、 <u>100分の125</u>)

第6条・第7条 略

イ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員 <u>100分の262.5</u>
(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の100</u> (特定幹部職員等にあっては、 <u>100分の120</u>)

第6条・第7条 略

第2条 勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(成績率)</p> <p>第5条 成績率は、職員等の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員等が次の各号に掲げる職員等の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における職員等の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合 ア イに掲げる職員以外の職員 <u>100分の318.75</u> (職員条例第23条第2項に規定する特定幹部職員及び警察職員条例第21条第2項に規定する特定幹部警察官(次号において「特定幹部職員等」という。)にあっては、<u>100分の378.75</u>)</p> <p>イ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員 <u>100分の266.25</u></p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の102.5</u> (特定幹部職員等にあっては、<u>100分の122.5</u>)</p> <p>第6条・第7条 略</p>	<p>(成績率)</p> <p>第5条 成績率は、職員等の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員等が次の各号に掲げる職員等の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における職員等の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合 ア イに掲げる職員以外の職員 <u>100分の322.5</u> (職員条例第23条第2項に規定する特定幹部職員及び警察職員条例第21条第2項に規定する特定幹部警察官(次号において「特定幹部職員等」という。)にあっては、<u>100分の382.5</u>)</p> <p>イ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員 <u>100分の270</u></p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の105</u> (特定幹部職員等にあっては、<u>100分の125</u>)</p> <p>第6条・第7条 略</p>

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の勤勉手当の支給基準に関する規則の規定は、令和7年12月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第48号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

第1条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和元年和歌山県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(勤勉手当の支給割合) 第7条 略	(勤勉手当の支給割合) 第7条 略

2～4 略
5 成績率は、会計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、 <u>100分の322.5</u> の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における会計年度任用職員の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。
6 略

2～4 略
5 成績率は、会計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、 <u>100分の315</u> の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における会計年度任用職員の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。
6 略

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(勤勉手当の支給割合) 第7条 略 2～4 略 5 成績率は、会計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、 <u>100分の318.75</u> の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における会計年度任用職員の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。 6 略	(勤勉手当の支給割合) 第7条 略 2～4 略 5 成績率は、会計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、 <u>100分の322.5</u> の範囲内で、基準日以前6か月以内の期間における会計年度任用職員の勤務成績に応じて、任命権者が定めるものとする。 6 略

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定は、令和7年12月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第49号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

- 第1条 義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和51年和歌山県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(義務教育等教員特別手当の月額) 第2条 次条第2号に定める校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(定年前再任用短時間勤務職員(条例第9条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)にあってはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定	(義務教育等教員特別手当の月額) 第2条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(定年前再任用短時間勤務職員(条例第9条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)にあってはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条

により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(1) 条例第20条の2第1項に規定する職員で高等学校等教育職員給料表の適用を受けるもの(次号及び第3号に掲げる職員を除く。)その者の属する職務の級及びその者の受ける号給(その者が定年前再任用短時間勤務職員であるときはその者の属する職務の級とする。以下同じ。)に対応する別表第1に掲げる額

(2)・(3) 略

(4) 条例第20条の2第1項に規定する職員で中学校教育職員給料表の適用を受けるものその者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額

2 前項の規定は、次条第1号に定める校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額について準用する。この場合において、前項各号列記以外の部分中「する。)」とあるのは、「する。)」に3,000円(人事委員会が定める場合にあっては、3,000円を超えない範囲内において人事委員会が定める額)を加算した額とする。

(条例第20条の2第1項の人事委員会規則で定める校務の種類)

第3条 条例第20条の2第1項の人事委員会規則で定める校務の種類は、次のとおりとする。

(1) 学級(高等学校及び中学校の学級に限り、特別支援学級を除く。)を担任する業務

(2) 前号に定めるもの以外の校務

第4条・第5条 略

附 則

(条例附則第12項の規定の適用を受ける職員の支給額)

2 条例附則第12項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員(以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。)にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(1) 条例第20条の2第1項に規定する職員で高等学校等教育職員給料表の適用を受けるもの又は育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(1)の適用を受けるもの(次号及び第3号に掲げる職員を除く。)

その者の属する職務の級及びその者の受ける号給(その者が定年前再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員であるときはその者の属する職務の級とする。以下同じ。)に対応する別表第1に掲げる額

(2)・(3) 略

(4) 条例第20条の2第1項に規定する職員で中学校教育職員給料表の適用を受けるもの又は育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員中学校教育職員給料表の適用を受けるものその者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額

第3条・第4条 略

附 則

(条例附則第12項の規定の適用を受ける職員の支給額)

2 条例附則第12項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

別表第1定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員以外の職員の項中「及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」を削り、同表育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の項を削り、同表備考を削る。

別表第2定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員以外の職員の項中「及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」を削り、同表育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の項を削り、同表備考を削る。

第2条 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

高等学校等教育職員給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	特2級	3級	4級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1号給から 4号給まで	円 1,300	円 1,700	円 2,800	円 4,000	円 5,100
	5号給から 8号給まで	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	9号給から 12号給まで	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	13号給から 16号給まで	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	17号給から 20号給まで	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	21号給から 24号給まで	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	25号給から 28号給まで	1,800	2,300	3,700	4,600	
	29号給から 32号給まで	1,900	2,400	3,800	4,700	
	33号給から 36号給まで	1,900	2,600	3,900	4,700	
	37号給から 40号給まで	2,000	2,600	4,000	4,800	
	41号給から 44号給まで	2,200	2,800	4,000	4,900	
	45号給から 48号給まで	2,200	3,000	4,100	5,000	
	49号給から 52号給まで	2,300	3,200	4,200	5,100	
	53号給から 56号給まで	2,400	3,300	4,400	5,100	
	57号給から 60号給まで	2,400	3,400	4,400	5,200	
	61号給から 64号給まで	2,500	3,500	4,500	5,200	
	65号給から 68号給まで	2,600	3,700	4,700		
	69号給から 72号給まで	2,600	3,800	4,700		
	73号給から 76号給まで	2,700	3,800	4,700		
	77号給から 80号給まで	2,800	3,900	4,700		
	81号給から 84号給まで	2,800	4,000	4,800		
	85号給から 88号給まで	2,800	4,100	5,000		
	89号給から 92号給まで	2,900	4,200	5,000		
	93号給から 96号給まで	3,000	4,300	5,000		
	97号給から100号給まで	3,100	4,400	5,100		
	101号給から104号給まで	3,100	4,400	5,100		
	105号給から108号給まで	3,200	4,500	5,100		
	109号給から112号給まで	3,200	4,600			
	113号給から116号給まで	3,200	4,700			
	117号給から120号給まで	3,300	4,700			
	121号給から124号給まで	3,300	4,700			
	125号給から128号給まで	3,300	4,700			

129号給から132号給まで	3,400	4,700				
133号給から136号給まで	3,400	4,800				
137号給から140号給まで	3,400	4,900				
141号給から144号給まで	3,500	4,900				
145号給から148号給まで	3,500	4,900				
149号給から152号給まで	3,500					
153号給	3,500					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

別表第2(第2条関係)

中学校教育職員給料表の適用を受ける者

職員の区分	号給	職務の級		1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		号給	職務の級					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1号給から 4号給まで	円 1,300	円 1,400	円 2,800	円 3,400	円 5,100		
	5号給から 8号給まで	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200		
	9号給から 12号給まで	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300		
	13号給から 16号給まで	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400		
	17号給から 20号給まで	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500		
	21号給から 24号給まで	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600		
	25号給から 28号給まで	1,800	2,000	3,700	4,100			
	29号給から 32号給まで	1,900	2,100	3,800	4,100			
	33号給から 36号給まで	1,900	2,200	3,900	4,200			
	37号給から 40号給まで	2,000	2,300	4,000	4,400			
	41号給から 44号給まで	2,200	2,400	4,000	4,400			
	45号給から 48号給まで	2,200	2,600	4,100	4,600			
	49号給から 52号給まで	2,300	2,600	4,200	4,700			
	53号給から 56号給まで	2,400	2,800	4,400	4,700			
	57号給から 60号給まで	2,400	3,000	4,400	4,800			
	61号給から 64号給まで	2,500	3,200	4,500	4,900			
	65号給から 68号給まで	2,600	3,300	4,700	5,000			
	69号給から 72号給まで	2,600	3,400	4,700	5,100			
	73号給から 76号給まで	2,700	3,500	4,700	5,100			
	77号給から 80号給まで	2,800	3,700	4,700	5,200			
	81号給から 84号給まで	2,800	3,800	4,800	5,200			
	85号給から 88号給まで	2,800	3,800	5,000				

89号給から 92号給まで	2,900	3,900	5,000			
93号給から 96号給まで	3,000	4,000	5,000			
97号給から100号給まで	3,100	4,100	5,100			
101号給から104号給まで	3,100	4,200	5,100			
105号給から108号給まで	3,200	4,300	5,100			
109号給から112号給まで	3,200	4,400				
113号給から116号給まで	3,200	4,400				
117号給から120号給まで	3,300	4,500				
121号給から124号給まで	3,300	4,600				
125号給から128号給まで	3,300	4,700				
129号給から132号給まで		4,700				
133号給から136号給まで		4,700				
137号給から140号給まで		4,700				
141号給から144号給まで		4,700				
145号給から148号給まで		4,800				
149号給から152号給まで		4,900				
153号給から156号給まで		4,900				
157号給		4,900				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第1条中第2条第1項の改正規定（「義務教育等教員特別手当」を「次条第2号に定める校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当」に改める部分を除く。）並びに別表第1及び別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第15号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

和歌山県公安委員会委員長 竹山早穂

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則（昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第4条関係） 交番等の所属、名称、位置及び所管区 所属 幹部交 交番、 所管区	別表第1（第4条関係） 交番等の所属、名称、位置及び所管区 所属 幹部交 交番、 所管区

番の名称及び位置	警察官駐在所及び所在地受持の名称及び位置	番の名称及び位置	警察官駐在所及び所在地受持の名称及び位置
和歌山県橋本警察署	略	和歌山県橋本警察署	略
	中島警察官駐在所(橋本市隅田町中島) 橋本市のうち 赤塚、あやの台一丁目、あやの台二丁目、 <u>あやの台三丁目</u> <u>あやの台四丁目</u> 、 <u>あやの台五丁目</u> 、上田、北宿、紀ノ光台一丁目、恋野、須河、隅田町芋生、隅田町垂井、隅田町中下、隅田町中島、隅田町真土、只野、谷奥深、中道、彦谷、南宿	中島警察官駐在所(橋本市隅田町中島) 橋本市のうち 赤塚、あやの台一丁目、あやの台二丁目、 <u>あやの台三丁目</u> 、 上田、北宿、紀ノ光台一丁目、恋野、須河、隅田町芋生、隅田町垂井、隅田町中下、隅田町中島、隅田町真土、只野、谷奥深、中道、彦谷、南宿	略
	略	略	略
略	略	略	略
略		略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。